

ロータリ除雪車（2.2m級）仕様書

令和7年度（2025年度）
柏崎市

ロータリ除雪車（2.2m級）仕様書

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車（2.2m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、柏崎市長 櫻井雅浩（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

使用目的

ロータリ除雪車は、降積雪時における道路交通の確保を目的として、拡幅除雪、運搬排雪等の除雪作業に使用するものである。

1. 性 能（JIS D6509 性能試験）

- | | |
|--------------|--------------|
| （1）最大除雪量 | 2,300 t/h 以上 |
| （2）投雪距離 | 0～35 m 以上 |
| （3）最大除雪幅 | 2,200 mm |
| （4）最大除雪高 | 1,500 mm 以上 |
| （5）走行速度 | 40 km/h 以上 |
| （6）運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省令和5年4月20日、基発第420第2号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

2. 除雪装置

- | | |
|----------|--|
| （1）形 式 | ツーステージ形、ロータリ除雪装置 |
| （2）構 成 | オーガ・ブロウ・放出角可変型ブロウケース・伸縮起倒式シュート・油圧式チップバック |
| （3）能 力 | |
| ブロウ放出角度 | 右 35～左 60 度 以上 |
| シュート旋回角度 | 340 度 以上 |
| シュート高さ | 4,000 mm 以上 |
| 昇降範囲 | 地下 100mm～地上 300mm 以上 |
| チルト角度 | 左右各 4 度 以上 |
| チップバック角度 | 2 度 以上 |
| 雪切板 | 左右各 1 本 |

シュー
安全装置

除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を
保護する安全装置を備えるものとする。

エンジン運転中に助手が運転室より降車する際、エン
ジンを停止させる機構を備えるものとする。

(4) 操作方式

ジョイステックレバーによる操作

3. 主要諸元

(1) 全 長 (走行姿勢) 8,000 mm 以下

(2) 全 幅 (除雪装置含む) 2,200 mm 以下

(3) 全 高 (黄色灯火上端まで) 3,800 mm 以下

(4) 最低地上高 250 mm 以上

(5) 車両総質量 15,000 kg 以下

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車
両総質量に含むものとする。

(6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) 8.0 m 以下

(7) 乗 車 定 員 2 人

4. 車 体

(1) 機 関

形 式

水冷、ディーゼル機関

定 格 出 力

180 kW 以上

(2) 駆動方式

形 式

総輪駆動式

(3) タイヤ

形 式

スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
後輪ダブルタイヤ

(4) 走行装置

後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

(5) かじ取装置

形 式

油圧式車体屈折機構式

(6) 運転室

構 造

全鋼製密閉形

窓

(前) 熱線入り

(前、後) 冬用ワイパーブレード付

ハンドル位置

左ハンドル

5. 計器類

(1) 運行記録計

アナログ (90km/h 以上、機関回転数記録、7 日計) 又はデジタル式 1 式

(2) 機関回転計 (運行記録計組込型も可) 1 式

(3) 燃料計 1 式

(4) アワーメータ 1 式

(5) 油圧計又は油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用) 1 式

(6) 油温計又は油温警告灯 (走行用油圧回路用) 1 式

(7) 水温計 1 式

(8) 充電警告灯 1 式

(9) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式

(10) SDカード対応型デジタル式稼働記録計 (矢崎エナジーシステム(株)製)

(SDカード 1 枚、ドライブレコーダー付 (稼働記録計と連動すること)) 1 式

6. 照明装置類

(1) 前部雾灯又は前部作業灯 2 灯

(2) 黄色灯火 (散光式) 前 全幅 500mm 以上 1 式

後 全幅 1,100mm 以上 1 式

(3) シュート作業灯 1 灯以上

(4) 後方作業灯 1 灯以上

(5) 大型後部反射器 1 式

(6) キャブ上作業灯 1 灯

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー 1 式

(2) カーヒータ 1 式

(3) ウインドウォッシャー (前面、電動式) 1 式

(4) 標識板 (300×570mm 以上、車体後部取付) 1 式

(5) アンダーミラー(後) 1 式

(6) シートベルト (運転席用、助手席用) 1 式

(7) ステップランプ 1 式

(8) 床マット 1 式

(9) バックカメラ (稼働記録計と連動すること) 1 式

(10) 非常用信号用具 (発煙筒 1) 1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具 1 式

(2) 取扱説明書 1 部

(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) タイヤチェーン（梯子型、バンド付き）	1 台分
(6) 予備シャーピン（全種類各 10 本）	1 式

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

ロータリ除雪車（2. 2 m級）オプション装備

2. 除雪装置

- | | |
|----------|-----------|
| (2) 構成 | 油圧式チップバック |
| (3) 能力 | |
| チップバック角度 | 2 度 以上 |
| 雪切板 | 左右各 1 本 |

4. 車 体

- | | |
|---------|----------|
| (3) タイヤ | |
| 形 式 | 後輪ダブルタイヤ |
| (6) 運転室 | |
| 窓 | (前)熱線入り |

5. 計器類

- | | |
|--|-----|
| (10) SDカード対応型デジタル式稼働記録計（矢崎エンジニアリング製）
（SDカード 1 枚、ドライブレコーダー付（稼働記録計と連動すること）） | 1 式 |
|--|-----|

6. 照明装置類

- | | |
|-------------|-----|
| (6) キャブ上作業灯 | 1 灯 |
|-------------|-----|

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------|-----|
| (7) ステップランプ | 1 式 |
| (8) 床マット | 1 式 |
| (9) バックカメラ（稼働記録計と連動すること） | 1 式 |
| (10) 非常用信号用具（発煙筒 1） | 1 式 |

7-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------------------|------|
| (4) 履歴簿 | 1 部 |
| (5) タイヤチェーン（梯子型、バンド付き） | 1 台分 |
| (6) 予備シャーピン（全種類各 10 本） | 1 式 |

特 記 仕 様 書

柏 崎 市

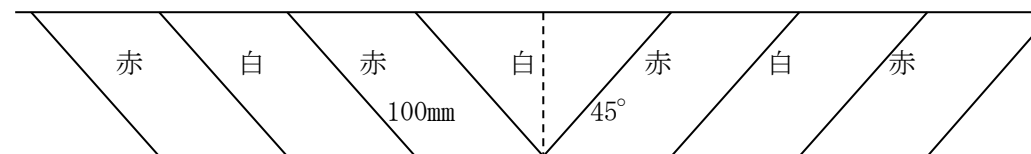
機 械 名 ロータリ除雪車

規 格 2. 2 m級

購入台数 1 台

仕様書による他、次の各号によるものとする。

- 1 バンパ又はこれに類する部分には、下図のように塗色を行うものとする。この場合、後部の赤色部分には反射塗料を使用するものとする。



車両前後部の赤白縞

- 2 作業装置の危険表示については、除雪装置の回転部分及びプラウ前面は赤色として、その他は赤白の塗色を行うものとする。
- 3 発注者の指示する位置に柏崎市の市章及び「柏崎市」の名称を黒丸ゴシックで記入するものとする。
- 4 発注者の指示する位置に建設機械管理番号を記入又は取付けるものとし、寸法は図－1 建設機械管理番号寸法図によるものとする。
なお、建設機械管理番号は「R 0 7－電源 3 1」とする。
- 5 発注者の指示する位置に「電源立地地域対策交付金事業」の表示を記入又は取付けるものとし、寸法は図－2 電源立地地域対策交付金事業寸法図によるものとする。
- 6 発注者の指示する位置に「柏崎市除雪車」の標識板を取付けるものとし、寸法は図－3 除雪車後部標識板寸法図によるものとする。
- 7 黄色灯火等の取付け位置は、前後方向からの視認性を十分考慮し、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。
- 8 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
- 9 建設機械履歴簿には、仕様書等の必要事項を記入又は貼付し、車検証の写しや写真を所定の場所に貼付するものとする。
- 10 前各号で必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。ただし、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（賦課される場合）」については、発注者が別途支払うものとする。

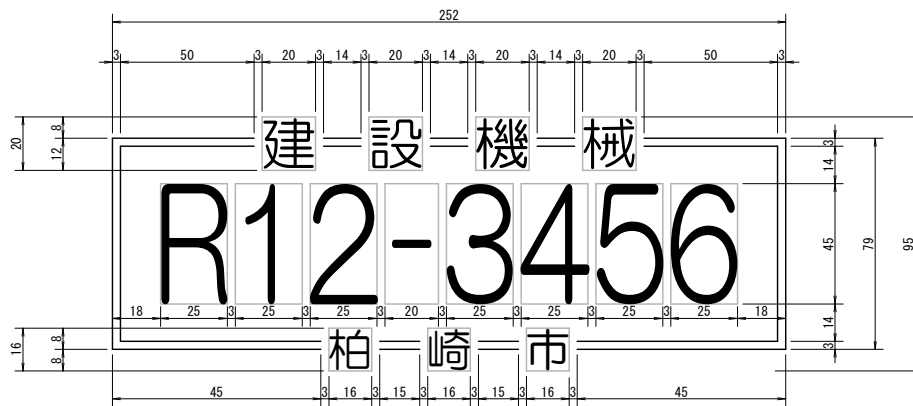


図-1 建設機械管理番号寸法図



図-2 国土交通省交付金除雪機械寸法図

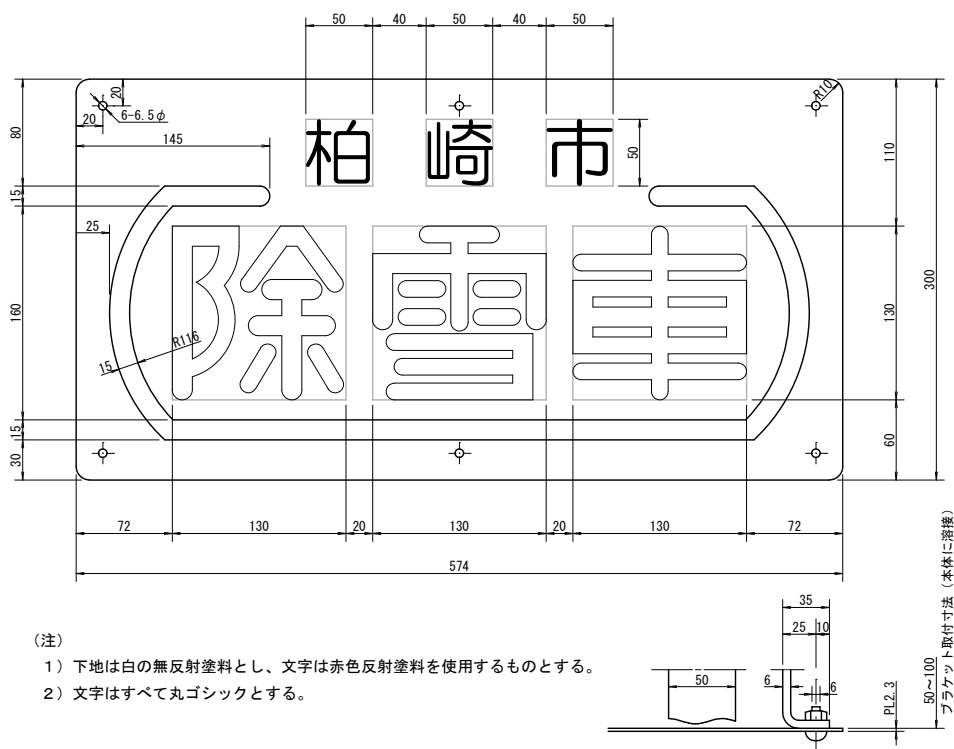


図-3 除雪車後部標識板寸法図